

該当事業所の皆様へ
(商工会員以外の事業所の皆様へ)

木曾町商工会

『とくとく振興券事業』登録事業所の募集について（ご案内）

新緑の候、皆様方におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。常日頃は、商工会の事業等に対してご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。心より御礼申し上げます。

さて、商工会では木曾町の支援をいただき、第3回目の「とくとく振興券事業」を実施することとなりました。

つきましては、事業概要は下記のとおりですので、協賛いただける事業所の方は申込期限までに登録いただけますようお願いいたします。多くの事業所の皆様のご参加をお願い申し上げます。

- 1, 事業名称 『木曾町 とくとく振興券』
 - 2, 事業期間 (1)事業開始 平成30年7月1日(日) 【予定】
(2)事業期間 平成30年7月1日(日)～平成30年12月31日(月)
※協賛事業者の皆様への振興券販売は、6月下旬を予定しております。
※協賛事業所である旨のPR解禁期日は、改めてご案内いたします。
 - 3, 事業実施 事業主体；木曾町商工会 事業支援；木曾町
 - 4, 事業概要 今回の事業概要は下記のとおりです。（詳細は、添付資料をご覧ください）
 - ①振興券事業への補助金は1,000万円。事業費は約4,300万円【昨年度と同様】。
 - ②1事業者の購入限度額は300,000円(額面390,000円分)【昨年度より増額】。
※希望枚数が発行枚数を超過した場合、10枚単位で減数調整する場合がありますので、お含みおきください。
※逆に、希望枚数が発行枚数に達しない場合、第2次販売を行います。
 - ③消費者1人当りの販売限度額は、今年度も全体での統一はいたしません。
別紙をご覧ください、常識的な範囲で限度額を設定してください。
 - ④今年度も、換金手数料(換金負担額)はありません。無料です。
●その他詳細等は、別紙をご覧ください。
 - 5, 事業説明 第3回目の実施となるため、今年度は説明会は開催いたしません。事業に関する説明を希望される方は個別に対応いたしますので、商工会までご連絡ください。
- 3, 申込期限 平成30年5月21日(月) 午後3時 【期限厳守】
- ①振興券の通し番号に基づき各協賛事業所の枚数(No.～No.)を確定させますので、申込み期限を過ぎてからの事業参加は出来ませんので、ご了解ください。
 - ②また、昨年度よりも開始期日が早いため、事業PRリーフレット作成の早期着手の都合上からも、期限を過ぎてからの事業参加は出来ませんのでご了解いただけますよう、お願い申し上げます。

振興券事業の概要・実施方法・期間等につきましては、同封した資料をご一読いただき、多くの事業所の皆様にご協賛をいただきたいと存じます。
是非、この機会に木曾町商工会への加入をご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

木曾町商工会

〒397-0001 木曾郡木曾町福島6442-6

TEL 22-3618 FAX 22-4304

E-mail shokokai@kisomachi.or.jp

■「木曾町 とくとく振興券」(第3回目)

以前に実施された「プレミアム商品券」事業は、平成21年度(2009年)から累計5回行われました。

この内、21年度は定額給付金支給に合わせての実施、また、27年度は政府の地域活性化緊急支援交付金を活用しての実施、など商品券事業を展開することによって地域経済活性化や消費需要の喚起等を図ってきました。

5回の実施を区切りとして、プレミアム商品券事業は、補助対象から見送られております。

この商品券事業に代わり、事業の性質が全く異なる「とくとく振興券」事業は、今回で3回目の実施となります。

木曾町「とくとく振興券」事業は、

■振興券を購入した事業所だけでしか使えない使い切り型の事業。

■商品券購入者の来店を待つ、受け身の姿勢ではなく、事業者 自らの自発的な販売促進活動・売上額向上活動を支援して、地域経済の振興を図る。

■「消費者支援」ではなく、第一義的に「事業者支援策」として、本来の商工業振興補助事業の実施目的に立ち戻る。

以上、事業の概要をご理解いただき、事業への協賛をいただきますようお願いいたします。

プレミアム率・単券の額面

- プレミアム率 30%〔昨年度と同じ〕
- 1枚の販売額 1,000円〔昨年度と同じ〕
- 1枚の額面 1,300円〔昨年度と同じ〕

積極的に事業展開を図ること、また、年度ごとに実施内容を変更しない、などの理由のため昨年度と同様とさせていただきます。

町補助金・事業者限度額・留意事項

- 町補助金 10,000,000円〔昨年度と同額〕
- 事業総額 ≒ 43,333,000円〔昨年度と同額〕
(補助金+振興券販売分。33,333枚)

- 1事業者当りの購入限度額
300,000円〔額面390,000円分〕
【昨年度よりも100,000円増額】

※300,000円よりも下額での購入も可能です。

※ただし、協賛募集の結果、希望枚数が発行枚数を超過した場合は10枚単位で減数調整をさせていただきます場合があります。

※残数が発生した場合には、2次販売の実施を企画する予定です。

事業の対象となる協賛事業所

- 木曾町商工会の会員であること。
- かつ、登録事業所として事業参加を申込みされた事業所であること。

※商工会拠出額もあるため商工会員に限定。

※前向きな意識で取り組むための動機付けとして全会員ではなく、事業協賛を申込んだ商工会員事業所とさせていただきます。

購入者1人当りの限度額・販売対象者

■販促企画等に合わせて、各事業所で独自に購入限度額を設定してください。

■各協賛店で設定する限度額は、常識的な範囲での限度額設定をお願いいたします。

昨年度と同様に、全体では1人当りの限度額を「10,000円」といった統一・PR等はいりません。協賛店個々の商品・サービス・販促企画などに合わせて限度額を設定・PRしてください。

■また、「この商品等を購入した場合～」「このサービスを利用された方～」のように、1人当りの限度額設定ではなく、「商品」「サービス」等に限定した振興券販売でも結構です。

■販売対象者は、木曾町民に限定しません。勤務者・周辺住民・観光客など、各協賛店でご対応いただきますようお願いいたします。

換金手数料(換金負担額)

- 換金手数料 0.0%

商工会としても、事業者の方々の自発的な販促活動・売上額向上活動を支援して、地域経済の振興を図るために、今年度も換金手数料は無料とさせていただきます。

〔対応費として、総合振興費-振興券事業費を予算計上しております〕

プレミアム賞

■振興券を購入された方の情報収集が出来ませんので、「プレミアム賞」「ダブルプレミアム賞」は実施いたしません。ご理解をお願いします。

注意事項

■この振興券事業では、一般・事業者等の方々からの事前予約に関するトラブルが発生しております。今年度も「事前予約は禁止」を遵守していただきますようお願いいたします。

■また、協賛店情報の開示期日などの項目については、今後協議をした上で改めて事業所の皆様にご連絡いたします。

協賛事業所への「振興券」の販売方法

- 昨年度と同様に、商工会館での販売、及び役場各支所等を借用しての販売となります。
- 販売期日は、日程調整をした上で改めて協賛事業所の皆様にご連絡いたします。
- 販売は、商工会役員・職員が対応の予定です。
(役員：振興券への事業所名の記載 or 押印の確認作業)

※2次販売が発生した場合は、企画会議での機関決定後、改めて全商工会員にご連絡させていただきます。

「振興券」の換金申請、申請分の振込み

- 「振興券」を換金申請される際は、使用された「とくとく振興券」と「換金申請書」を一緒に商工会館までご持参ください。
- 振興券を持参された際に、振興券の枚数確認をさせていただきますので、郵送等での振興券の提出はしないようお願い申し上げます。
- 換金申請された振興券に関しては、各月2回、持込み期限日と振込期日を設定し、申請締切・振込み処理をさせていただきます。
申請から振込みまでのタイムラグが発生しますが、事務処理の都合上、ご理解をお願いします。

PR関係

- 昨年度までと同様、下記を予定しております。
 - ❖販売開始時のPRチラシ
 - ❖協賛事業所 表示ポスター
 - ❖締切期限告知のPRチラシ
 - ❖締切期限告知 表示ポスター
 - ❖木曾町・商工会のHPの活用、周知、PR等。
 - 近隣町村でも商品券事業が行なわれておりますので、商工会・役場では木曾町以外への積極的な事業PR・告知を行うことが出来ません。
- ※このため、木曾町以外の方々や観光客等の皆様への事業PRにご協力をお願いいたします。

対象外品目

- 振興券は、下記の品目等に使用することは出来ません。
 - ①商品券（ビール券・図書券等）・プリペイドカード・切手・官製はがき、等の購入。
 - ②事業活動に伴い発生した買掛金・未払金等の支払いに充当する場合。
 - ③協賛事業所が指定する除外品。

その他 留意事項

- ①振興券が使用された際には、釣り銭を出さないように注意してください。
- ②事業者による振興券の使い回しが判明した場合、直ちに協賛事業所から外させていただきます。また、その時までには保有していた振興券の換金申請は受付いたしません。振込予定の処理も、取り消しとさせていただきます。

とくとく振興券事業のお申込み

- ①振興券事業への協賛申込み（申込書提出）は、押印済み書類保管のため、必ず原本を提出してください。
【郵送での申込みも可能です】
- ②申込み期限間際の場合に限りFAXでの申込みを受け付けますが、早い段階で申込書の原票をご提出していただけますよう、お願いします。

商工会への加入のお願い、ご案内

今回の「振興券事業」では昨年度と同様に、参加事業所（協賛事業所）は、商工会員事業所に限定しての実施となります。

- 商工会は、「商工会法」に基づいて設立された特別認可法人で、全国に1,660商工会(29年4月時点)が設置されています。
- 商工会は、事業経営者を中心とした会員組織で運営されており、公的な性格により非営利性・公益性・不偏性を原則として、地域経済の発展と社会福祉の増進を図ります。

是非この機会に、商工会にご加入いただきますようご案内申し上げます。

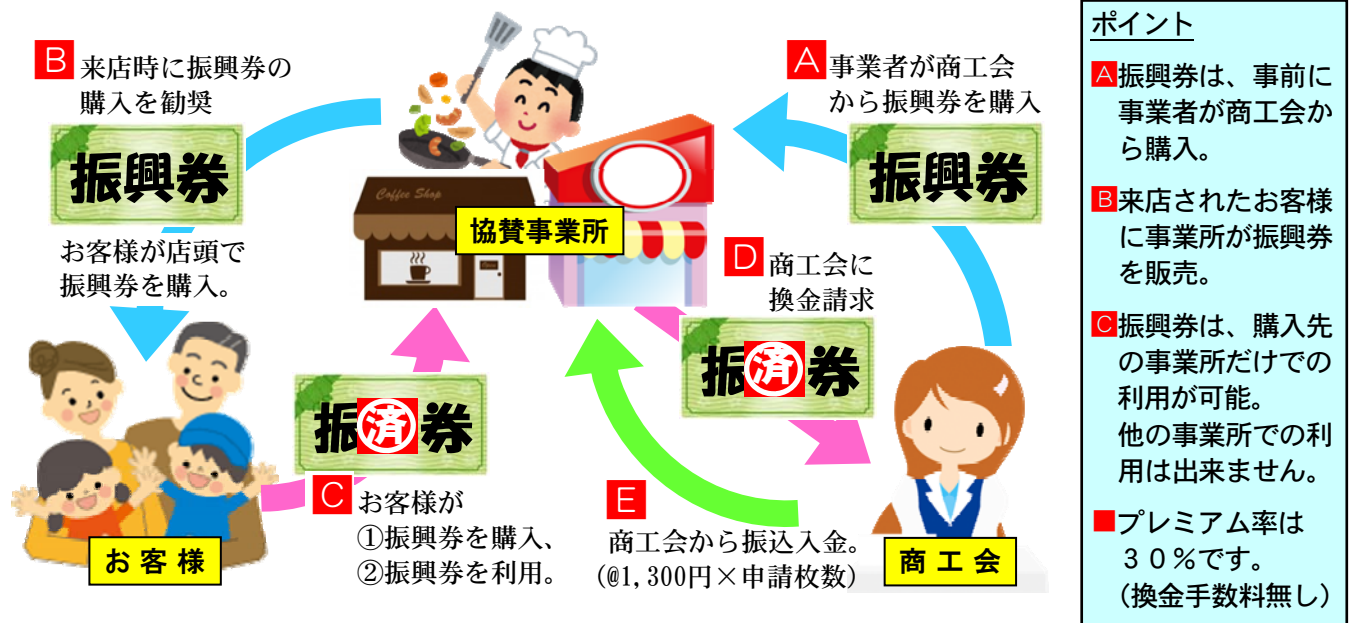
- 商工会への入会金はありません。
- 商工会費(年会費)は、事業所によって異なります。

今回の振興券事業の詳細、及び商工会加入等につきまして、お気軽にお問合せください。

事業者支援事業『木曾町 とくともく振興券』の事業概要 【木曾町 補助事業】

●木曾町とくともく振興券の概要

- ①「とくともく振興券」は、プレミアム率が30%です（商品券よりもプレミアム率が10%多）。販売額1枚-1,000円、額面1枚-1,300円分、として利用されます。
- ②協賛事業所は、事前に振興券を商工会から購入していただき、事業所等を訪れたお客様が来店された際に販売します。
- ③お客様は、商品購入時や請求支払い時にサイン(押印)をして、代金を支払います。
- ④協賛事業所は、換金申請後に申請額（振興券+プレミアム分）が商工会から振り込まれます。協賛事業所にもお客様にもお得となります。



●販売方法（詳細）

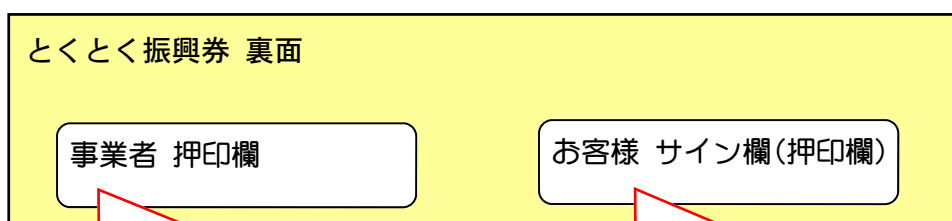
- (1) 協賛事業所は、「とくともく振興券」を事前に商工会から購入します。
- (2) その際に・その場で、転用できないよう事業所名を記載（横判可）していただきます。
- (3) 購入限度額は、1事業者30万円(300枚。額面 390,000円分)までです。
- (4) お客様の購入限度額に関しては、今年度は全体での統一は行いません。協賛店個々の商品・サービス・販促企画などに合わせて限度額を設定・PRしてください。また、各協賛店で設定する限度額は、常識的な範囲での限度額設定をお願いいたします。
- (5) お客様が店舗等で振興券を使用された際に、必ず氏名記載(押印)をご確認ください。

■振興券は、複数店舗・複数事業所がある場合でも、1事業者30万円分が最高限度です。

協賛事業者が多かった場合には、10枚単位での減数調整をする場合があります。

■振興券は、購入した協賛事業所だけでしか使えない使い切り型となります。

■購入された振興券の返金・交換は不可とさせていただきます。



協賛事業所が商工会から振興券を購入する際にサイン(または横判)。書き換えたものは、振興券そのものを無効といたします。

振興券を購入された方が、購入時点でサイン。
【記載例】木曾太郎（または押印）